

糸満市教育委員会から「保護者の皆様へ」協力願い

スマートフォンや携帯電話等の管理責任は 購入した「保護者」にあります

根拠法令：教育基本法第10条（家庭教育）1項
県青少年保護育成条例第18条の7（インターネットの利用に係る保護者の責務）

市内小中学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止となっています

糸満市の子供たちを守り、育てるために、
スマートフォン・携帯電話等の利用のルールとマナーについて
家庭でしっかりと話し合しましょう

- 1 携帯電話の持ち込みにより「発生し得る」トラブル
 - ・紛失や盗難、破損、取り違え等に伴う責任の所在に係る問題
- 2 携帯電話を使用することにより発生し得るトラブル
 - ・授業の妨げ、問題行動の助長（ネットいじめ、盗撮等）
 - ・マナー違反の増加（歩行中における携帯電話の使用等）
 - ・児童生徒のインターネットの使用時間増加による依存度の高まり

保護者ができる6つのポイント

- 1 家庭のルールを子どもと一緒に作しましょう
- 2 率先してマナーを守り、よい手本にないましょう
- 3 フィルタリングや時間管理等のペアレンタルコントロールで安全な利用環境を整えましょう
- 4 子どもの利用状況を確認しましょう
- 5 家庭で作ったルールが守られているか確認しましょう
- 6 保護者も学び、インターネット等の知識を深めましょう
 - ※フィルタリング…インターネットで閲覧できる内容を制限すること
 - ※ペアレンタルコントロール…情報通信機器の利用方法を保護者が監視・制限する取組のこと